

2016年12月10日(土)
山梨県立大学(飯田キャンパス)C館C101大講義室

基調講演「消費者委員会の活動と消費者行政のあり方」

内閣府消費者委員会委員長
河上 正二

<講演資料>

「消費者委員会の活動と消費者行政のあり方～消費者教育を中心に～」・・・1p～

<参考資料>

- 資料1. 消費者委員会リーフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7p～
- 資料2. 第4次消費者委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9p～
- 資料3. 消費者委員会の審議体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10p～
- 資料4. 消費者委員会の活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11p～
- 資料5. メールマガジン配信中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15p～
- 資料6. 消費者委員会における当面の主要課題・・・・・・・・・・・・・・ 16p～
- 資料7. 消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見・・・・・・・・ 18p～
(平成24年12月25日消費者委員会発出)
- 資料8. 民法・法の教育と消費者教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22p～
- 資料9. ジュリスト「霞が関インフォ/消費者委員会」原稿・・・・・・・・・・・・ 30p～
(2012年10月号66p～67p:消費者教育推進法の成立)
(2016年7月号82p～83p:消契法・特商法改正法の成立(1)ー消契法改正)
(2016年8月号66p～67p:消契法・特商法改正法の成立(2)ー特商法改正)
(2016年10月号84p～85p:徳島県による消費者庁等の移転の提案について)
- 資料10. 文部科学省における消費者教育の取組
(第8回成年年齢引下げ対応検討WG 文部科学省提出資料)・・・ 34p～
- 資料11. 消費者教育の推進について
(第8回成年年齢引下げ対応検討WG 消費者庁提出資料)・・・ 48p～

2016.12.10(土)

in 甲府市

「消費者委員会の活動と消費者教育」

内閣府消費者委員会委員長 河上 正二

第 I 部

1. 「消費者委員会」というところ (→リーフレット、審議体制 **参考資料1.3**参照)

消費者庁及び消費者委員会設置法

平成 21(2009)年 9 月 1 日に発足 (平成 27 年 9 月 1 日から第 4 次委員会)
→ 10 名の民間委員からなる独立した行政組織(第三者機関)

審議会機能・行政監視機能・国民とのパイプ機能

- ・「建議」等を通じて関係機関への勧告・報告要求、自ら調査による資料請求権
- ・ 消費者行政の司令塔たる消費者庁の良心・良識の府として

消費者庁・国民生活センターと一定の緊張関係を保ちつつ連携・協力

cf. 「消費者基本計画」の検証・評価・意見表明

- ・ これまでの活動内容 (→**参考資料4**参照)
- ・ メールマガジン配信中 (→**参考資料5**参照)

* こちらの URL から登録ができます⇒ http://www.cao.go.jp/consumer/about/cc_e-maga.html

2. 最近の建議・提言から (→建議・提言等：活動実績 **参考資料4**参照)

(1) 組織・制度に関わる問題・・・**中長期的な消費者政策基本問題を考える**

- ・ 消費者庁の徳島移転問題(H28.7 意見など)
- ・ 地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議(H25.8)

地方の消費者政策、消費センターの活動の充実と質の向上、消費者団体への安定した経済的支援を

- ・ 公共料金の透明化と消費者参加(電気料金・タクシー料金問題など)

消費者代表の声を届けて、徹底した経費削減と経営の合理化、適正な公共料金の確保を

- ・ 景表法について答申(H26.6.10)→課徴金制度の導入へ、食品表示問題

(2) 関係省庁の隙間に落ちた諸問題・・・**縦割り行政に消費者目線で横串を刺す**

Ex.1 違法ドラッグ・「脱法ハーブ」など 厚生労働省・消費者庁・経産省

Ex.2 美容医療・エステの不当広告問題 厚生労働省・経産省・消費者庁

Ex.3 高齢者の住宅保証・死後事務委託など 厚生労働省・国土交通省・経産省等

所管外と押しつけ合うのではなく緊密な連携・協力関係の下で被害の発生予防に速やかな対処を！

(3) 法の厳格な執行と立法的手当てを求めて・・・**必要な制度的手当てを求める**

Ex.1 消契法・特定商取引法の改正問題

(→ H28.第 1 次提言)：現在第 2 次提言に向けて審議中

Ex.2 リスク・情報の周知徹底策について

Ex.3 集団的消費者訴訟制度の実効性確保

Ex.4 高齢投資被害、若年消費者被害、子供事故(→「脆弱な消費者」の保護と支援へ)

その他：IT 関連の不当な広告(H25.8.27「考え方」、個人情報流出問題対策など

3. 消費者委員会における当面の主要課題(→参考資料6参照)

消費者契約法の実体法部分の見直し

成年年齢引き下げに伴う若年消費者の保護・支援

高齢者の身元保証・事後事務サービスの適正化(cf.「日本ライフ事件」)

第Ⅱ部

4. 消費者教育について

(1) 消費者教育推進法の成立(平成24年8月10日可決・成立、12月13日施行)

消費者教育推進計画・消費者教育推進会議(+地域協議会)・消費者市民教育

(2) 消費者委員会

「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成24年12月25日)

(→参考資料7参照)

消費者教育の担い手の育成・確保、関係部局の連携強化、自治体支援など

(3) 法教育と消費者教育(→参考資料8参照)

a. **法教育と消費者教育** 平成23年(2011)年度以降の新しい学習指導要領(教科等)における記述によれば、小学校で、ルールや決まりを守ることの意義が教えられ、中学校からは、「自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫すること」が求められ、とくに、公的分野では「①身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。②国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など**環境の保全**、社会保障の充実、**消費者の保護**、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる」とし、家庭科では、「**販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる**」ことを課題に挙げる。

b. **消費者基本法における消費者教育の充実要請** 消費者基本法第7条1項によれば、消費者には、消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支援することが国に求められ、同法第17条には、国の講ずべき施策の一つとして**消費者教育の充実**が明記されている。また、平成21年の消費者庁設置関連三法案の国会審議において、衆議院で、消費者安全法に定める国及び地方公共団体の責務に消費生活に関する教育活動を追加する等の修正が行われた。参議院でも、消費者庁設置関連三法案に対する附帯決議で、消費者庁が消費者教育推進の司令塔機能を果たすこと、消費者教育に関する法制の整備について検討を行うこと等が明記された。→消費者教育推進法の制定へ。

c. **学校教育の現場と大震災の教訓** 学校教育の現場では十分な授業時間が確保できず、また、高齢者を始めとする成人を対象とした社会教育についても効果的な取組がなされないまま、多数の若者・高齢消費者被害が発生。また、**東日本大震災**の際は、消費者による食料品や水、ガソリンなどの買い急ぎや買いだめが行われ、首都圏においてすら生活関連物資が品薄状態となる事態が発生。こうした非常時に、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するべく、消費者教育を充実させることが重要課題と改めて意識され、「消費者教育の推進に関する法律」制定への動きが、にわかに活発化。

d. **消費者教育推進法の理念と基本的考え方** **消費者教育推進法の立法趣旨**は、「消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定めようとする」ところに求められ、具体的内容として、次の事項が盛り込まれた。

- 1、消費者教育及び**消費者市民社会**について定義すること。
- 2、消費者教育について**七つの基本理念**を定めること。
- 3、消費者教育の推進のための国及び地方公共団体の責務並びに消費者団体、事業者及び事業者団体の努力について定めること。また、政府に対し必要な財政上の措置等を講ずることを義務付けるとともに、地方公共団体は**必要な財政上の措置等**を講ずるよう努めなければならないこと。
- 4、政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針を閣議決定すること、また、地方公共団体は、この基本方針を踏まえ、**消費者教育推進計画**を定めるよう努めなければならないこと。
- 5、学校・大学等、地域における消費者教育の推進、事業者等による消費者教育の支援等について定めること。
- 6、消費者庁の審議会等として、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体の代表者、学識経験者並びに関係行政機関等の職員で組織する**消費者教育推進会議**を置くとともに、地方公共団体は**消費者教育推進地域協議会**を組織するよう努めなければならないこと。

***【消費者市民社会】** **消費者市民社会とは、消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得る物であることを自覚して、構成括持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会**をいう。

***【7つの基本理念】**

- ①消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力がはぐくまれることを旨として行われるべきこと
- ②消費者が、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われるべきこと
- ③幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われるべきこと

④学校、地域、家庭、職場その他の様々な場所に応じた適正な方法により、かつ、それぞれの場における多様な消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われるべきこと

⑤消費者の消費生活における行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的視点に立った情報を提供することを旨として行われるべきこと

⑥災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われるべきこと

⑦消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるべきこと

法案に対しては、地域主導よりも中央集権的な発想を増幅させるのではないかと危惧や、教育現場の負担、他の基礎教育カリキュラムを圧迫するのではないかと疑問もあった。しかし、その基本的考え方は大いに評価できるもの。

e 成年年齢引き下げと消費者教育による判断力支援

- ・学校教育における段階を追った(金銭教育等を含む)消費者教育の充実と、適切な指導者の育成。
- ・被害者とならない知識と耐性を育むとともに、加害者とならない正義感と責任感を育てること。
- ・適切な教材開発と指導方法を開拓すること。
- ・各自が、何が自分にとって必要で価値あることなのか、「消費」の意味を考えること。
- ・適切な情報提供と、知識や経験不足につけ込まれないための制度的手当を施すこと。

f. 誰が、何を、誰に(どの段階で)、どのように

教育主体は多様である。学校の教師、消費者相談員、両親、事業者、行政担当者など、それぞれの発達段階の消費者にあわせて、語りかけること求められる。問題なのは、その**中身と方法**である。良き「消費者市民」として、環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められることは一般論としては望ましいことであることに疑いはない。しかし、だからといって、美しく包装されたプレゼントを「過剰包装である」と排除するような態度が常に好ましいわけではない。要は、市場における各人の消費行動において、「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と責任ある行動をとれる責任ある社会人としての資質を向上させることが期待されていることに留意する必要がある。その意味では、自立した社会人として賢明な生き方をできるようにと願う、通常の教育目標と異なるところはない。**教育基本法**の前文は「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を期しており、消費者教育とて例外ではない。

適切な情報提供や啓発活動等によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導

に惑わされないようにし、製品の安全性について知識を深めて自身の身を守る術を身に着けること(ただし**中途半端な知識はかえって危険**である)、社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化することなどは、大いに推進されるべきであるが、こと「**価値の選択**」、「**生き方の選択**」については、教育はより謙抑的かつ慎重であることが望ましい。その意味で、上からの安易な「消費者市民教育」や「倫理的消費」の推進には慎重さが求められる。むしろ、きちんと一定の選択的行動の利害得失を考え、私的利益・公共的利益の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力(総合的な「人間力」)の涵養をこそ考えるべきであり、決して一定の価値観の押し付けにならないよう、個人の発達段階に応じ、教材・教え方にも十分な配慮が求められる。(副産物。「**教えることが学ぶこと**」)

5. おわりに

- より良い市場を育てるのは、**事業者・行政の努力と消費者の選択眼である**(消費者主権)。
消費は「投票」→ 消費者に支持された事業者だけが生き残る。
- 消費者問題の解決には、**消費者自身が主体となって学び、行動する必要がある**。
環境の整備・指導者の育成・教材の開発、学校教育との連携
- 「弱く愚かな」「保護の対象」としての消費者から、「**強く賢く**」「**選択・行動する**」**主体的で責任ある消費者(その意味での真の「消費者市民」)**へ
- 消費者啓発にも**限界**があること、人間の**限定合理性**にも配慮し、一定のセーフティネットをはること、とくに「脆弱で、傷つきやすい消費者」を皆で守る必要がある。

以 上

